

議 事 録

(令和8年度 第1回井原市総合教育会議)

日 時 令和8年7月15日(水)

9時30分～10時40分

場 所 平櫛田中美術館 2階講習室

出席者 井 原 市 大舌 勲市長
井原市教育委員会 森川孝一教育長、藤井秀彦教育長職務代理
奥田隆夫教育委員、西田友美教育委員、服部教弘教育委員

【事 務 局】 総務部 片井総務部長
総務課 大山総務部次長、吉山課長補佐
教育委員会 西村教育次長
教育総務課 岡崎課長、唐木課長補佐
学校教育課 藤井課長、中川課長補佐、黒坂指導主任
健康福祉部 片山部長
子育て支援課 大塚課長、阿部児童保育係長

1 開会

<総務部次長>

それではご案内の時間が参りましたので、ただいまから令和8年度第1回井原市総合教育会議を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます総務課長の大山と申します。

よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、大舌市長からご挨拶を申し上げます。

2 市長あいさつ

<市長>

皆さん、おはようございます。

梅雨も明けまして、本当にここ数日、暑い日が続いてます。特に湿度が高くて、蒸し暑い日が続いています。体調管理が難しい時期でありますけれども、しっかり体調を管理していきたいと思っております。

さて、本日は、令和8年度第1回の総合教育会議をご案内させていただきました。大変、お忙しいにも関わりませず、ご出席を賜りありがとうございます。

ご案内のとおり、総合教育会議は、教育委員会と執行部が一緒になって、井原市の総合的な教育を目指す会議となっております。本日の議題にもなっておりますが、今、井原市は将来の子どもたちの教育環境を作っていくということで、就学前の在り方、そして義務教育の小中学校の在り方と併せて検討していただいているところであります。まずは、子どもたちの教育環境、将来的なものも含めてどういった環境を作っていくのかということを、教育委員会で一生懸命考えていただいております。これに基づきまして、行政として予算を手当てし体制、環境を作っていくことが必要であろうと思っております。一緒になって将来の子どもたちのために教育環境を作っていくことが大切であります。今日も、その一つの会議になろうと思っておりますので、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議 事

＜総務部次長＞

(配布資料確認)

ありがとうございました。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いします。

まず、本日の会議次第、つづきましてA4縦一枚ものの「井原市就学前教育・保育施設再編整備計画の改定について【概要】」、つづきまして、A4縦のホッチキス止めで「井原市就学前教育・保育施設再編整備計画（案）」、続きまして、A3横の「公立就学前教育・保育施設の再編整備計画の改定前後を比較した資料、最後になりますが、「井原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」 以上が資料でございます。

不足等はございませんでしょうか。それでは議事に入らせていただきます。

進行につきましては、井原市総合教育会議運営要綱に基づきまして、大舌市長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(1) 井原市就学前教育・保育施設再編整備計画について

<市長>

はい、それでは(1) 井原市就学前教育・保育施設再編整備計画について、学校教育課から説明をお願いします。

<学校教育課長>

それでは、まず、A4 1枚物の改定について(概要)という資料をご覧ください。

1 計画改定の経緯というところから、読み上げながら説明をさせていただきます。

本計画は、子どもたちにより良い教育・保育環境を提供することを目的として策定したものです。

計画策定後に開催した「地域説明会」及び「地域の声を聴く会」では、保護者や地域住民から計画の見直しを求める多くのご意見・ご要望をいただきました。

特に、多くの保護者からは、「計画の公表から実施までが性急すぎる。」「幼稚園を選択して入園しているため、少なくとも在園児が卒園するまでは存続してほしい。」「小学校区ごとに幼稚園があることは井原市の良さであり、地域の幼稚園を残してほしい。」との切実なご意見が寄せられました。

これらのご意見を重く受け止め、保護者や地域の理解と協力を得ながら、子どもたちにとってより望ましい教育・保育環境を整備していくことが重要であると判断し、本計画を改定することとしました。

2 計画改定の基本的な考え方ですが、今回の改定では、保護者や地域から寄せられたご意見等を踏まえつつ、幼児教育の質の確保との両立を図る観点から、次のとおり見直しを行います。

(1) 在園児がいる幼稚園の取扱いについてですが、保護者からの強い要望を踏まえ、在園児がいる幼稚園については継続します。ただし、当該年度の12月末の時点で、翌年度の継続在園希望者及び入園希望者がいない場合は、当該年度末をもって閉園することとなります。

(2) 園児募集の停止基準についてですが、一定規模の集団でより質の高い幼児教育が実施できるよう、園児募集の停止に係る基準については、変更しない。

(3) 幼稚園の学区制についてですが、保護者が子どもの実態や家庭の状況に応じて園を選択できるよう、幼稚園の学区制を廃止については、変更しない。

(4) 認定こども園への再編についてですが、西江原地区、芳井地区及び美星地区については、幼保連携型認定こども園への再編整備を進めます。ここも芳井幼稚園の存続を除き、変更しておりません。

3 継続する幼稚園ですが、改定前、改定後を一覧表にまとめておりますのでご覧ください。

それでは、中身について説明をいたします。ホッチキス止めの再編整備計画（案）をご覧ください。

変更している箇所には、アンダーラインを引いております。

それでは、表紙をご覧ください。令和8年7月改定を加えております。

表紙をめくっていただいて、目次をご覧ください。

Ⅱ 公立就学前教育・保育施設の再編整備計画（改定）の改定を加えております。

一番下 資料編をご覧ください。資料編には8改定経過を加えております。

1 ページから4 ページは変更ありません。

5 ページについては、変更点が多くありますので、A3の資料でこの後説明させていただきます。

6 ページにつきましては、地図の下、改定後の公立幼稚園及び認定こども園に変更しております。残る園が増えておりますので、地図上も番号が増えています。

7 ページをお開きください。7 ページは9 年度継続する園を破線で示しております。

8 ページをご覧ください。3 学びの連続性と幼保小接続の冒頭を「幼稚園の学区制廃止により」に変更しております。4 特別な支援を必要とする子どもへの支援についても、冒頭を「幼稚園の学区制廃止により」に変更しております。

続いて資料編の最後の17 ページをご覧ください。

17 ページに8 改定経過を加えております。令和8年5月～6月地域説明会、6月～7月に地域の声を聴く会を5中学校区で実施しております。7月13日に教育委員会の臨時会を開いております。7月15日、本日ですが、総合教育会議、7月中に改定、7月30日に予定でございますが、議会の全員協議会に報告することとしております。

続いて、A3の「改定後・改定前」の資料をご覧ください。

改定後の「1 計画」をご覧ください。

公立就学前教育・保育施設の再編整備計画については、今後の井原市の就学前教育・保育施設のあり方についての答申と保護者や地域の意見・要望を踏まえ、の箇所で新たに「と保護者や地域の意見・要望」を加えております。その後、次のとおり改定することとします。の箇所で「定めることとします。」を「改定することとします。」に変更しております。

続いて、右側の改定前の四角囲みの中をご覧ください。

「1 公立の就学前教育・保育施設数は5園とする。（1）幼稚園は2園とし、荏原幼稚園及び出部幼稚園を継続する。」は削除しております。

改定後は改定前の（2）から始めております。ただし、芳井地区に係る認定こども園への移行は、改定後は芳井幼稚園を削除しております。

続いて、改定後の四角囲みの中、2をご覧ください。現在休園中の稲倉幼稚園、県主幼稚園は令和8年度末をもって閉園することとしております。

右側の改定前をご覧ください。改定前では、高屋幼稚園、大江幼稚園、稲倉幼稚園、県主幼稚園、木之子幼稚園、野上幼稚園、青野幼稚園、井原幼稚園は、令和8年度末をもって閉園するとしておりましたが、改定後は、稲倉幼稚園と県主幼稚園について8年度末をもって閉園すると変更しております。

※の1つ目、左側改定後をご覧ください。認定こども園への移行に伴い、西江原幼稚園、甲南保育園、芳井保育園、美星幼稚園、美星保育園は閉園するとしております。改定前と比較すると、芳井幼稚園を削除しています。

※の2つ目は、「当該年度12月末の時点で、翌年度の継続在園希望者及び入園希望者がいない場合は、当該年度末をもって閉園する。」としております。今現在、園児が少ない園も多数ございますので、5歳児が卒園してしまったら、4歳児だけが2名になってしまうような園もございます。そういったようなご家庭が、ひょっとしたら学区制を廃止しておりますので、ほかの園児の多い園に行きたいということになれば在園児がいなくなる、さらに、入園希望もいないという状況になれば、年度末をもって閉園ということで、二つ目の※を加えさせていただいております。

3の「今回の再編整備にあわせて、幼稚園の学区制を廃止する。」ここは変更しておりません。

4の「令和9年度以降における再編後の幼稚園の園児募集の停止に係る基準を次のとおり定める。

(1) 1学年の最低人数を4人とする。(最低人数とは：役割を分担したり、互いに影響し合いながら活動を展開したりできる最小限の人数)

(2) 年度開始の4月1日に、いずれかの学年が3年連続4人未満となる場合、翌年4月からの全ての学年の園児の募集を停止する。その後、在園児の卒業をもって閉園する」

この4についても、改定前からの変更はございません。

それから、改定前の四角囲みの下に書いていた考慮した点はすべて削除しております。

説明は以上になります。よろしくお願いします。

<市長>

はい。ありがとうございました。委員の皆様からご意見がありましたら、発言をお願いします。

<藤井代理>

再編については、教育委員会の方でも関心があったわけですが、地元の意見を少し軽視したようになって、こういう風にまた改定することになったと思います。それに関しましては、現在、小学校や中学校の問題について協議している訳ですから、やはりそういった中で、就学前の教育については、

私立の保育園もありますので、難しい部分もあるかと思いますが、やはり小学校の学区内に、やはり一つぐらい幼稚園があるような形で、教育委員会としてのグランドデザイン、大枠のような形を作っていく必要があるのではないかと考えております。

<市長>

はい。ありがとうございます。井原市は幼稚園教育に全国でもいち早く取り組んできており、小学校の区域に一つずつあるという、珍しいと言いますか、素晴らしい幼稚園教育をやってきた町であるので、幼稚園がなくなるということは、教育委員会としても、おそらくつらいところでしょうけども、この就学前の園児数の将来を見ても、子どもたちの学べる環境を考えると、最初の案のように数的には、その案で数値的には行くんだらうという気がしておりましたが、この度、教育委員会が地域を全部回って、様々な意見を聞いていただいたのが反映できているのだらうと考えております。この声は、やはり保護者の保育園もあるけれど、幼稚園にわざわざ行っているんだという声もあると聞いています。そういった意味では、最後まで、こうした在園児がいる間は、幼稚園教育を望んだ方には幼稚園を、という方向になっているのは、保護者の方の意向に沿ったものになっているのかなと私は感じました。とは言いましても、入園の最低人数は動かすことなく、将来的にはその子どもたちが学べる環境を担保するという意味では、このような取り組みになるのかなと感じております。

どうぞ、委員の皆さん、ご自由に発言してください。

<奥田委員>

改定の中身を見せてもらって、これまで開いてきた地域説明会、それから地域の声を聴く会ということで、いろいろな地区の保護者であり、あるいは地域住民の方々の幼稚園教育に対する熱い思いといったものがあつたのではないかと思います。そういった要望や意見などを汲みこんだ案になっていると思います。このような案であれば、少しでも幼稚園教育の良さを生かして、これからも継続するというので、もちろん人数の制限はありますが、そういった少人数でも幼稚園教育の良さを続けていける余地を残したというところは、いいんじゃないかと思います。

<西田委員>

説明会を通じて地域の声をたくさん拾っていただいて、時間をかけて丁寧に聞いていただいた結果、こういう改定案になったのは良かったと思います。私が良かったと評価している点は、学級を運営する上での最低人数4人というところを守って、しっかりその根拠を示していただいたところ。それ以下になると子どもたちのためにならないという閉園に至るまでの理由をきちんと説明できること、これを残していることは、いいことだと思いました。もう一つ、保護者の方が、せめて卒園まで

と思われる気持ちは痛いほどわかるのですが、もし、一人二人になってしまったときに、どうされるんだろうと思っていたところ、学区制を廃止するということで、選択肢を与えてあることが、保護者に判断を委ねている点が評価できる点で、いい方向に持って行けているのだと思います。

<服部委員>

当初の再編整備計画についても、現場の先生方や保護者の方々、それからアンケート等を踏まえて検討委員会で答申が出て、それを尊重して事務局の方で適切な計画ができたと思っています。それを報告受けて、2月の決定の段階で我々も良とした訳であります。そのあと、いろいろな意見が出て、それに真摯に耳を傾けられながら、今回の改定案ができたことにご慰労申し上げます。一方で進め方については、少し課題が残ったのではないかと思います。今、小中学校の検討委員会が進んでいる中で、検討委員会自体の意義であるとか、検討委員の皆さんにも少なからず影響があるかなと思います。もっと言えば検討委員会の中でも、おそらく今回の改定案のような進め方はどうだろうかという意見が出ていたのではないかと思います。また、教育委員会の定例会の中でも、実際に意見があがっていましたので、そういったところに耳を傾けられなかったというところに課題が残ったと思います。小中学校の検討委員会が進む中での報告を随時教えてもらっていますが、その意見の中で、「教育委員会だけでなく、市長部局と連携をとって井原の将来の未来像みたいなところの中で、小中学校や就学前の施設がどうなるのかという大きい中で考えてもらいたい。」という意見があったかと思いますが、私も、2月の総合教育会議でも、荏原幼稚園に触れて、東部地区は地場産業がたくさんあるところであるし、そういう地場産業の振興であるとか定住促進とか、それらを絡めた中で、今回の問題をいろいろクリアできたらと発言しました。これから、折に触れて市長さんの方から将来の未来像やいろいろな複合的なものの中で、教育施設についても、このように進めていきたいと市民の皆さんに届くように言っていただくことが、緩衝材と言いますか、緩和できる一つの方法でないかと思いますので検討いただければと思います。

<市長>

ありがとうございました。私も地区の行事に出ていくと、就学前の件で直接呼び止められて、意見を聞きましたし、意見も求められました。就学前の話ですが、これはとにかく子どもたちの学びの最適化に向けて、今、教育委員会の案が出ているということだけ言ってきました。これを変革時には、おそらく保護者や子どもや学校、すべてにストレスが出て、100点で移行することは難しい。けれども、ゴールを示して、それに向けて進んでいくうえで、それらのストレスをどれだけ減らすことができるかが課題でしょうねと、皆さんに伝えてきました。先ほども話に出てきましたが、ゴールはしっかりと共有し、「こどもまんなか」と言いますか、子どもの教育を中心に提言なり計画を作ってい

かないといけないと考えており、就学前については、良い計画ができ、良い改定案ができたと感じております。

義務教育についても、基本、子どもの学びの環境を中心に考えて頂くことと、各地区に小学校が数制的に残りようがないので、昼間の学びと地元に戻る放課後、休日の学びは、今まで通り地域でしっかりやれるような環境は、作っていかなくてはいけないと思います。それから、義務教育は就学前と違って通学環境の区域を検討しないといけないので、そういった意味では時間もかかることにもなるかと思います。まずは、やはり子どもの学びの環境を一番に計画の中に入れていただく中で、インフラも含めて総合的に検討していく必要があると考えます。是非しっかりと検討していただきたいと思っております。

他に、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。先ほどの説明にもありましたが、これから議会に説明していくことになります。この計画が100点かどうかは別として、現時点で考えられる最良の案ではないかと私は感じております。もう少し、こうしたらというものがあれば、発言をお願いします。

<藤井代理>

本論とは、若干違うんですが、幼稚園の閉園ということで美星の土地事情という点から考慮してもらいたい点についてお話できたらと思います。今、美星はスクールバスを小学校の子は利用しています。その中で、幼稚園児は、4歳児、5歳児については乗車できるということで利用しているところですが、閉園した場合にも、今までと同じように、スクールバスに乗車できるような体制をとってもらいたいと思います。最終的に、こども園に移行する部分で、どこが所管するかも含めはっきり決定していないとのことで、教育委員会の中でも、回答が慎重になっています。現状は、スクールバスの協議会に園長が出席して、次年度の取り決めに協議したり、保護者のバス停への送り迎えについても、スクールバスへ乗車する際には必ず必要であるとか、もし迎えが来てなかったら子どもはバスに乗ったまま幼稚園に帰り先生に引き渡す、そのような運用をしています。それらのことが今までどおりやっていけるのか、曖昧な形になっています。こども園への移行は、令和10年4月ですが、幼稚園児のスクールバスへの乗車の形が、もう少しはっきりと私の中で消化しきれていないところがあります。今と同じようにしてもらえたら、それでよいとは思っています。それをもう少し明確な回答が得られてないので、地域の特殊性、歴史的な部分も含めて、今まで通りの園児のスクールバスへの乗車にしていいただければよいと思うのですが。

<市長>

就学前については、全学区制になっても、スクールバスは出さない。親の送迎が基本となります。しかし、美星地区は小学校のスクールバスが通っていますし、公共交通として、一般の誰が乗ってもよい状況で走らせていますので何も条件は変わらない。美星地区の方は誰が乗ろうと、就学前の子どもが乗ろうと、高齢者が乗ろうと、その時間にバスが運行していますので変わりません。ただし、他所からくる人には、なかなかそれは出来ないと思います。こども園としてバスを出すことは出来ませんが、公共交通として美星地区は、スクールバスに一般混乗の条件で、誰が乗ってもよい条件で来ていますので、そこに今も就学前の子どもたちが乗っている状況なので、それは変わらない。無料ですので、公共交通を有効に活用していただき、仕組みについては、園や学校で作っていただければと思います。

<藤井代理>

是非とも、今の形を残してもらえたらと思います。

<奥田委員>

今回の改定案についてですが、これからまた内容について、13地区で説明をされるんですよね。その時に、保護者や地域住民に少しわかりにくい点として、「園児募集の停止に係る基準」について、1学年の最低人数を4人とするということや、次の年度開始の4月1日に、いずれかの学年が3年連続4人未満となる場合には、翌年度から全ての学年の園児の募集を停止する。そして、在園児の卒業をもって閉園するあたりのところが少しわかりづらい。場合によっては、幼稚園は、継続すると誤って認識され、うちの地区の幼稚園は大丈夫だなと安堵して、多少少なくともいいんだと誤解を招くといけないので、このあたりの説明を重点的に、丁寧に説明して理解していただくことが大切だと思います。

<市長>

事務局としては、その点はどうですか。

<学校教育課長>

その点については、事務局としても、しっかり丁寧に説明していかないといけないと考えています。本日、今後、地域を回る際に使用する予定の補足資料を用意しておりますので、その資料を用いて説明したいと思います。

「1学年の最低人数を4人とする、いずれかの学年が3年連続4人未満となる場合には、翌年度から全ての学年の園児の募集を停止する」ということで、どのタイミングで閉園になるのかということですが、一番上の表をご覧ください。

ルールとして、いずれかの学年が3年連続で4人未満というものがございまして、まずは、各年度の3歳児の人数を確認します。3歳児の人数を確認する理由は、3年間の在園期間で3年連続の条件を満たすのは、3歳児のみであるためです。

確認した結果、年度当初の3歳児の人数が4人未満であった場合に、その学年が在園する3年間の各年度当初の人数（4歳児時点、5歳児時点）を確認し判定することとなります。

まず、令和9年4月1日時点で、3歳児が4人、4歳児が3人、5歳児が5人だった場合です。これは、3歳児が4人未満ではないので、募集停止の条件を満たしません。

次に、令和10年4月1日時点で、3歳児が3人、4歳児が4人、5歳児が3人だった場合です。この場合は、3歳児の人数が4人未満になりますので、翌年度の令和11年4月1日時点の4歳児が3人、さらに翌年度の令和12年4月1日時点の5歳児の人数が3人だった場合、この場合には、3年連続で4人未満となりますので、翌年度の園児募集は停止することとなります。そのため、在園児が卒業する令和14年度末をもって閉園することとなります。

次に、真ん中の表をご覧ください。学区制を無くしていることにも関連しますが、令和9年4月1日時点で3歳児が2人、令和10年4月1日時点で4歳児が2人、令和11年4月1日時点も5歳児が2人となり、3年連続で4人未満となりますので翌年度からの園児募集を停止します。結果的に令和12年度は、4歳児が2人、5歳児が3人の5人で園を行っていくこととなります。その後、翌年度（令和13年度）の園児募集をかけた場合、4歳児の2人が次の年に5歳児となり、結果的に2人だけの園になるわけです。その際に、学区制を無くしていますので、保護者から別の園に転園したいと希望した場合には、在園児が0人となるため、令和12年度末をもって閉園となります。こういった表を用いて具体例を示しながら地域の説明会で、説明して行きたいと考えております。以上でございます。

<奥田委員>

このように、具体的に資料を使って説明してもらえると分かりやすいです。これを使って説明されるのですか。

<学校教育課長>

おそらく、この部分は皆さんの関心も高く、質問が出るとお思いますので、説明会の際には資料として配布したいと考えております。

<市長>

これは、「いずれかの学年」の捉え方にもいろいろあって、3歳児で入った児童が、その後4歳児、5歳児となるわけですが、説明のあった学年の捉え方をする人もいれば、3歳児の学年が3年連続で4人未満と捉える人、いわゆる新入園児の人数が3年連続で4人未満と捉える人もいると思う。説明の仕方は、大切だと思います。

<西田委員>

今回の改定によって、閉園だと思った園が、もしかしたら残るかもしれないと思われる園も多いと思います。でも、実際少人数の幼稚園だと今の5歳児が卒業してしまったら、在園児が2人だけの場合もあると思います。その場合に、保護者の方は、今の段階でも、次の春からどうしようと悩まれていると思います。園に残れてよかったと思う反面、今後、新入園児がたくさん入って来る見込みもなく、在園児がこのまま、2人だけになってしまうかもしれない時に、そういう保護者の悩みをしっかりと先生方が聞いてくださって、転園するにしても、メリット・デメリットなど踏まえ、しっかり保護者の方の思いを汲み取ってあげられる環境づくりを整えていった方がいいのではないかと思います。

<市長>

今のご意見を含めて、これからの園児募集の段階で、3人来るんだと思っていたところ、実際には1人だけだったという時の調整に関する運用とか、何か検討しているものはありますか。

<学校教育課長>

その件については、園児募集の状況について教育委員会と子育て支援課でしっかり情報を共有したいと考えております。例えば、ある園の希望者が一人しかいない状況になった場合には、園の方から保護者の方に一人になることを丁寧に声掛けしていただいて、それでも保護者の方が一人でもと強く望まれるのであれば、保護者の了承のもと、園を存続させる必要があると現時点では考えております。

<市長>

今の幼稚園や保育園の募集のスケジュールでは、どのくらいの時期に状況が把握できるのですか。

<学校教育課長>

まだ、確定しているものではありませんが、10月くらいに募集が始まります。幼稚園については11月の中旬には、ある程度の状況がわかると思っております。こども園については、抽選が必要な園が出る場合もありますが、12月中旬までには、大体のことは決まるのかなと思っております。そうしたことも踏まえて、今回の改定版では、12月末をもって閉園の判断ができるのではないかとというスケジュール感をもっております。

<市長>

保育園のスケジュールはどうですか。

<子育て支援課長>

今年度、こども園になった場合には、募集時期を少し早めようと考えておりますが、現在の保育園の募集に関するスケジュールは、12月に募集を開始し、1月に審査をします。そして、審査が終われば保護者宛てに、入園の通知を送ります。ちなみに、保育園では、保護者宛てに、その保育園に何人入園するといった情報を伝えておりません。しかし、仮に入園希望者が少ない幼稚園やこども園があった場合には、該当の保護者に伝える必要もあると考えますが、教育委員会とも十分な調整が必要であると考えております。

<市長>

募集結果を見て、結果的に幼稚園から幼稚園への調整は可能だろうが、幼稚園から保育園への選択肢があるのかどうかということもあるので、今後、その流れをしっかりと整理して、保護者に情報が入り、選択肢が増える仕組みを作って頂き、きちんと説明ができるようにしておいてください。

<教育長>

先程説明のあった表なんですけど、少し見方が違うのではないのでしょうか。園児募集の停止に係る基準は、「いずれかの学年が3年連続4人未満となる場合」つまり、「いずれかの学年」ですから、見方としては、各年度の3歳児、4歳児、5歳児のいずれかが4人未満である年が3年連続した場合には、翌年度の園児募集を停止することとなる。言い換えれば、各年度すべての学年が4人以上になる必要があるのではないのでしょうか。

<学校教育課長>

「いずれかの学年」というのは、毎年度3歳児を見ていくのではなくて、4人未満であった3歳児の学年の人数を3年間確認する、つまり同じ母体を3年間ずっと確認していくんです。

<教育長>

そこが違うんです。「いずれかの」というのは、毎年の園全体の学年を見て4人未満の学年の有無を確認する。今年も4人未満の学年がある、来年もある、その次の年も4人未満の学年があるというルールで確認していたと思うんですが。そもそも、その考えのもと、計画を策定した認識です。

<市長>

「いずれかの学年が」の捉え方で答えが変わってくる。

<総務部長>

「いずれかの学年が」という字句の通常解釈は、特定の学年、例えば、3歳児の学年が3年連続と解釈するのが一般的だと思う。

<市長>

この表の説明は、いずれかの学年が持ち上がりで、つまり3歳児の学年が持ち上がりで3年連続4人未満であった場合という説明だった。

<総務部長>

要は、3歳児がという言い方をした方が、わかりやすいのではないのでしょうか。

<教育長>

その方がわかりやすい。でも、そういう考えで作っていないんです。そもそも、毎年、全学年を見たうえで、どこかに4人より少ない学年が3年間続いたら、翌年度の募集は停止する。そういう基準を地域でも説明したつもりです。

<奥田委員>

そうすると、どの幼稚園も閉園になる可能性が高くなりますね。

<教育長>

今回、正しい説明ができず、申し訳ありませんでした。園児募集の停止に係る基準について、これまでそういう認識でやってきました。計画当初から考えは変わっておりません。

<学校教育課長>

4の(2)の園児募集の停止に係る基準については、字句の言い回しも含めて、再検討とさせていただきます。

<総務部長>

今後、議会、保護者や地域への説明も控えています。

根本的な考え方については、この場で整理した方がいいのではないですか。言葉の書き方は一旦置いて、解釈がバラバラだったので、考え方を整理した方がいいんじゃないですか。

<教育長>

その通りです。

<市長>

今日、説明のあった2パターンのうち、実際にどちらが良いのかということになろうかと思えます。1つ目は、園全体で、どこかの学年で4人未満の学年があり、そういった状態が3年間続いた場合。2つ目は、1つの学年が持ち上がりで3年間を通じて4人未満だった場合。この2パターンありますが、いかがでしょうか。

<教育長>

やはり、私は5ページにあります、1学年の最低基準を4人とする理由のとおり、「最低人数とは、役割を分担したり、互いに影響し合いながら活動を展開したりできる最小限の人数」だと認識をもっていますので、4人を切った時点で、それは最低である人数を切るという認識でいたいと思います。

<市長>

それでは、最初に事務局から説明があった案ではなく、「年度ごとに、どこかの学年が4人未満になる。これが3年続いたら翌年度の園児募集は停止する。」こととする制度設計でいかかですか。

<奥田委員>

ある年度の園児数が、いずれの学年も4人以上となれば、3年連続は途絶え、リセットされるという認識でよろしいですか。

<教育長>

その通りです。

この園児募集の停止に係る基準の考え方は、この度の改定案を検討する際に再検討したものではなく、計画策定時から認識は変えておりません。

<市長>

それでは、園児募集の停止に係る基準は、「年度ごとに、どこかの学年が4人未満になる。これが3年続いたら翌年度の園児募集は停止する。その後、在園児の卒業をもって閉園する。」という考え方でよろしいでしょうか。

<西田委員>

臨時会の時に、この説明を受けて、私は学校教育課長が説明された3歳児の推移を見て判断するという内容で理解していたので、今日、改めて説明を受けて内容を正しく理解することができました。だから、この基準については、少し理解しづらいと感じました。

<奥田委員>

最初の理解と比べると、少し、閉園のペースが早くなるかもしれませんね。

<教育長>

在園児の卒業をもって閉園としていますので、早くて来年度から5年後になります。

<西田委員>

このことについての説明を聞いても、すぐには理解が難しいので、今後の地域説明会においても丁寧に説明していただきたい。

<奥田委員>

保護者の方も、混乱するかもしれませんね。

<市長>

この基準によって、幼稚園がいつまで継続するかを決定する重要な内容です。今後、改定内容の説明をする際に、併せて丁寧に説明するようお願いします。

それでは、園児募集の停止に係る基準については、「年度ごとに、どこかの学年が4人未満になる。これが3年続いたら翌年度の園児募集は停止する。その後、在園児の卒業をもって閉園する。」という理解とし、表現については、誤解を招かない、分かりやすい表現にしていきたいと思います。他にご意見は、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、他にご意見が無いようですので、井原市就学前教育・保育施設再編整備計画案について、本会議として、修正分も含めて承認することとしてよろしいでしょうか。

<委員一同>

【承認】

<市長>

ありがとうございました。承認とさせていただきます。今後、しっかりと説明していただきたいと思います。

それでは、つづきまして「(2) その他」について、事務局から何かありますか。

<総務部次長>

ございません。

<市長>

事務局からは、特に無いようでございますが、委員の皆さんから何かありますでしょうか。

<奥田委員>

先程も少し話にありましたが、現在、小中学校の在り方についての検討中で、まさに、この就学前の再編の検討と同様に、地域住民、保護者への説明も上手くできれば良いと思っております。経過については、現在、検討委員会で審議されていて、今後、答申が出るわけですね。その答申を踏まえて教育委員会として計画案を作成した後に、13地区に説明し意見を集約したうえで、今回と同様に計画の修正案を作成し、まとめていくという進め方が良いと思います。これが、保護者や地域住民にとっても、審議経過を確認し、それを基に自分たちの意見・要望を反映してもらって修正案を作成していく。これには、かなりの時間を要すると思いますが、小中学校は義務教育のことですから、今以上に保護者や地域住民は関心が高いと思われますので、説明に関しては、丁寧に進めていただければと思います。

<市長>

ありがとうございます。他にありますでしょうか。

特に無いようでありますので、これで議事を終了といたします。

事務局にお返しします。

<総務部次長>

ありがとうございました。続きまして、「井原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」に関しまして、学校教育課から報告をお願いします。

<学校教育課長>

それでは、資料の「業務量管理・健康確保措置実施計画」をご用意ください。

はじめに計画の趣旨について説明させていただきます。

令和8年3月に策定いたしました「井原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」につきまして、その要点を簡潔にご説明いたします。

本計画の目的は、教育職員の勤務状況を根本から改善し、先生方が心身ともに健康な状態でその高い専門性を最大限に発揮できる環境を整えることにあります。これにより、教職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、結果として井原市の子どもたちへ、より質の高い教育を提供することを目指しています。本計画で進める「働き方改革」は、単なる労働時間の削減ではありません。業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、学校が本来担うべき指導業務、すなわち「子どもと向き合う時間」や「授業改善のための時間」をしっかりと創出するための取り組みでございます。

続きまして（2）本市の現状と課題についてですが、本市ではこれまでも、校務支援システムの導入や教師業務アシスタントの全校配置、自動採点システムの導入など、超過勤務の縮減に向けた取り組みを進めてまいりました。令和6年度の実績を見ますと、小学校の時間外在校等時間は月平均26.8時間（2ページの表になっています。）、高等学校では5.6時間と一定の成果が見られます。しかしながら、中学校におきましては月平均33.0時間となっており、さらに月45時間以上の職員が25.0%、月80時間を超える職員が5.3%存在しているのが現状であります。とりわけ中学校における部活動指導をはじめとする業務負担の軽減が、依然として大きな課題となっています。

続きまして2. 目標についてですが、先ほどお伝えしました、現状を踏まえ、令和8年度から令和10年度までの3年間を計画期間として、まず、時間外在校等時間に関する目標を「1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にすること」、そして「年間における1箇月の平均時間

を30時間程度に抑えること」としております。あわせて、職員の健康と働きがいの向上を図るため、年間年次有給休暇の5日以上取得の100%達成、ストレスチェックにおける高ストレス者割合を5%まで減少させること、そして「働きがい」に関する質問項目の数値を現在の3.6から3.7以上に引き上げることを目標として設定しております。

続きまして、3ページをご覧ください。4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容についてです。設定した目標を達成するため、本市では大きく3つの柱に沿って具体的な措置を展開してまいります。

第1の柱は、「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しです。「学校以外が担うべき業務」として、登下校時の見守り活動の地域への推進や、放課後・夜間の見回りを原則として警察へ委ねること、また、教師以外の参画を促すため、ICT支援員の活用や、令和9年度中の土日部活動の停止、平日の地域展開を進めます。さらに、学習支援員や教師業務アシスタントの活用により、授業準備や成績処理の負担軽減を図ります。

第2の柱は、学校における措置の推進です。4ページをご覧ください。年度当初から真に必要な授業時数を設定し、標準時数を大幅に上回る場合は見直しを行います。あわせて、日課表の工夫などにより形骸化した活動を徹底して精選します。

第3の柱は、健康および福祉の確保です。5ページをご覧ください。月80時間を超えた職員からの申し出による医師の面接指導の実施、終業から始業まで「11時間」を目安とする勤務間インターバルの確保、さらに令和8年度中に「定時退校日」を月2回以上設定し、長期休業期間中には7日間の一斉閉校期間を設定いたします。

最後に、5. 今後のフォローアップについてです。取り組みの実効性を担保するため、出退勤システムやストレスチェックを通じて状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、総合教育会議等で報告いたします。課題が見られる学校に対しては、教育委員会が個別のヒアリングや指導、迅速な支援を直接実施してまいります。

本計画の推進には、学校だけでなく、保護者の皆様や地域住民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。地域全体で井原市の子どもたちの豊かな学びと成長を支える環境を作ってまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

<総務部次長>

ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、教育長からあいさつをお願いいたします。

<教育長>

本日は、第1回の総合教育会議の開催、誠にありがとうございました。18日間、13の地区を18回に渡り、保護者の皆様、そして地域の皆様からたくさんのご意見をいただきました。保護者の皆様からは、「在園児が卒業するまで存続してほしい」とか本当に強く切実な思いがありました。そして、委員の皆様、地域の皆様から何度もご意見をいただいたものが、プロセス（過程）の問題です。そのことを、これからの小中学校の在り方検討委員会、そして地域への説明にしっかりと生かしていくことが、教育委員会の果たすべき責任ではないかと思っております。「子どもたちの学びの環境のよりよい改善」これが私たちの目指していることでございます。この策定にあたって、この考え方を実現させる、していくことが、先ほど市長もおっしゃいましたが、一つのゴールとして目指しているところであります。急速にそれを目指していくことについて、保護者の皆様、地域の皆様から、大きな不安の声があります。今回の改定により、それがいわゆる激変緩和ということになったのではないかと、ストレス緩和になったのではないかと思います。目指す「子どもたちの学びの環境のよりよい改善」の構築に向けて進んでいきたいと思っております。就学前の子どもたちへの教育の重要性につきまして、私は各地域で説明させていただきました。一緒に関わる、その人の人となりに関わる、とても大切な時期であります。そこで、ほぼ決まってしまう時期であります。そこで、その時期に、より良い環境・より良い人・より良いものと関わっていくことこそが、これから井原市を担う子どもたちにとって、大変重要ではないかと私は思っています。これから、子どもたちのより良い環境の構築に向けて、教育委員会として、しっかり努力していきたいと思っております。本日は、ありがとうございました。

<総務部次長>

ありがとうございました。以上をもちまして、令和8年度第1回井原市総合教育会議を閉会いたします。お疲れ様でした。